

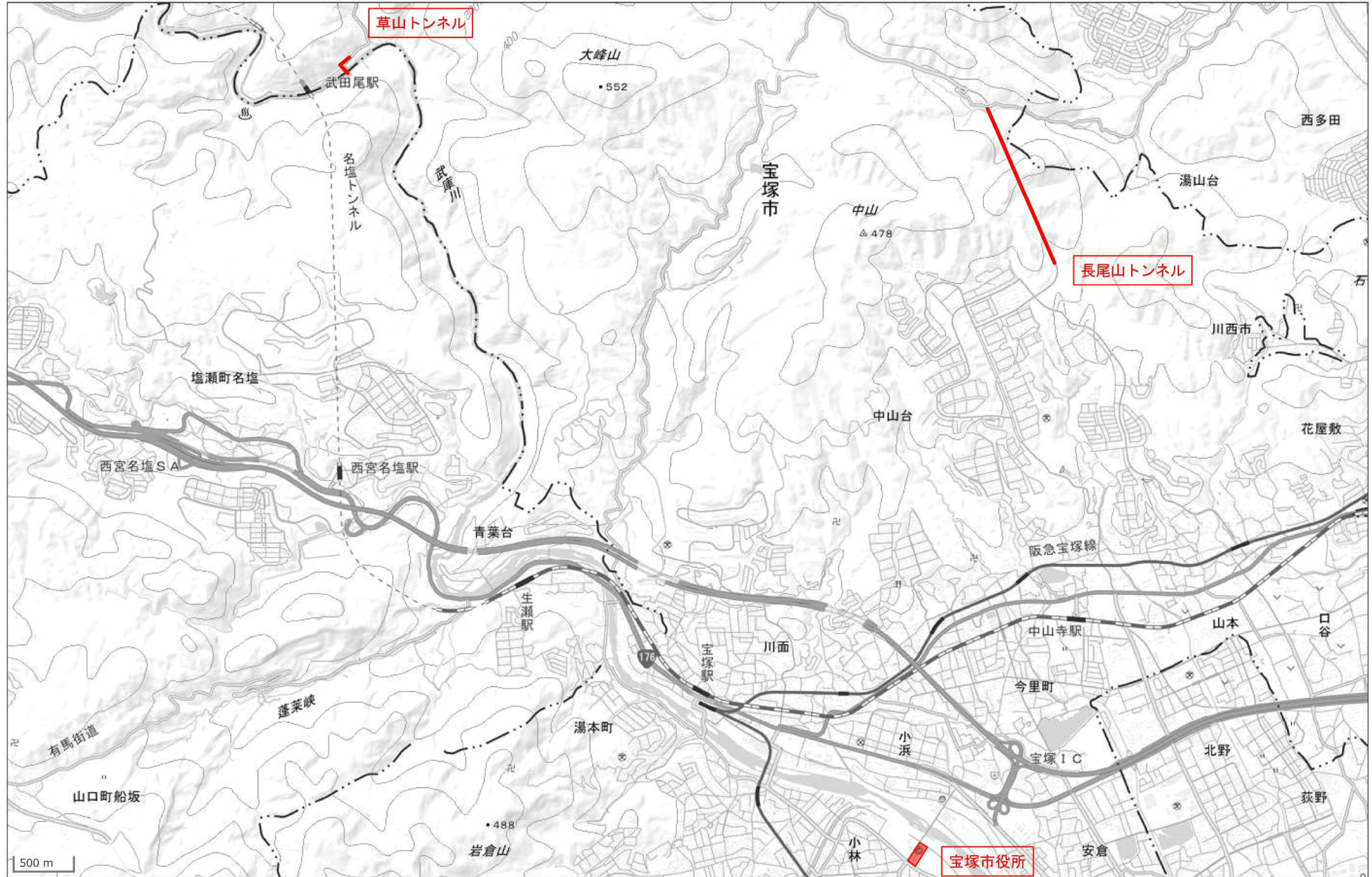
兵庫県宝塚市
道路トンネル定期点検結果の概要



令和4年3月
宝塚市都市安全部建設室道路管理課

地理院地図

GSI Maps



(長尾山トンネル L=971m、市道 3259 号線)		
坑口全景写真	起点側	終点側
		
位置図		
周辺環境条件	・直線区間	・直線区間
トンネル内設備	・トンネル照明、ジェットファンあり	
歩道の有無	・両側歩道	
情報板の有無	・トンネル情報板あり	・トンネル情報板なし
トンネル内状況	・剥離・剥落防止工施工済	
変状発生状況、程度	・対策を要する変状なし	
状況写真		
	起点側明かり部	トンネル内状況
その他		
	トンネル内状況（メッシュシート）	終点側明かり部

(草山トンネル L=77m、市道 3326 号線)		
坑口全景写真	起点側	終点側
		
位置図		
周辺環境条件	・L型線形	
トンネル内設備	・トンネル照明あり	
歩道の有無	・歩道なし	
情報板の有無	・トンネル情報板なし	
トンネル内状況	・剥離・剥落防止工、漏水防止樋施工済	
変状発生状況、程度	・継ぎ目から漏水あり	
状況写真		
	起点側明かり部	トンネル内状況（メッシュシート、樋）
その他		
	漏水	終点側明かり部

対策区分の判定

表-1 対策区分

区分		定義
Ⅰ		利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態
Ⅱ	Ⅱ b	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態
	Ⅱ a	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態
Ⅲ		早晚、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に措置を講じる必要がある状態
Ⅳ		利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態

※1. 判定区分Ⅳにおける「緊急」とは、早期に措置を講じる必要がある状態から、交通開放できない状態までをいう。

附属物の判定

表-2 附属物等に対する異常判定区分

異常判定区分	異常判定の内容
×	附属物等の取付状態に異常がある場合
○	附属物等の取付状態に異常がないか、あっても軽微な場合

健全性の診断

表-3 健全性の診断区分

区 分		定 義
Ⅰ	健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

点検結果概要

1) 長尾山トンネル

トンネル	対策区分判定	トンネルの健全性	附属物	今後の対応
長尾山トンネル	Ⅱ a	Ⅱ	○	重点的な監視（近接目視）が必要

2) 草山トンネル

トンネル	対策区分判定	トンネルの健全性	附属物	今後の対応
草山トンネル	Ⅱ a	Ⅱ	○	重点的な監視（近接目視）が必要